

令和元年 1 2 月市議会定例会
提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件		1
2	議決案件		9
3	同意案件		3 2

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 令和元年 1 1 月 2 8 日

1 報告

報告第11号 専決処分の報告について

【処分内容等】

1 損害賠償額の決定について

(1) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号		事 故 内 容
令和元年10月15日 豊専第36号		令和元年7月2日午前10時頃、御幸本町三丁目地内において、家屋調査を実施した後、相手方宅から左折して公用車を出庫させようとしたところ、相手方宅のブロック塀に接触したものの
損 害 賠 償 額	34,560円	
相 手 方 の 損 害 の 程 度	ブロック塀の損傷	
備 考	1 事故発生の原因 車両運転時における内輪差への注意が不十分であったこと及び同乗者が安全確認を怠ったことによる。 2 事故当事者の所属 市民部資産税課 3 事故の防止策 職場において、公用車を発進させるときは、乗車時に車両の周囲を確認した上で内輪差に留意してゆっくりと発進すること及び同乗者が周囲の安全確認を十分に行って誘導することについて、周知徹底を図った。	

(2) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号		事 故 内 容
令和元年10月15日 豊専第37号		令和元年7月16日午後3時20分頃、美里二丁目地内において、家屋調査を実施した後、相手方宅から左折して公用車を出庫させようとしたところ、相手方宅のブロック塀に接触したもの
損 害 賠 償 額	42,120円	
相 手 方 の 損 害 の 程 度	ブロック塀の損傷	
備 考	1 事故発生の原因 車両運転時における内輪差への注意が不十分であったこと及び同乗者が安全確認を怠ったことによる。 2 事故当事者の所属 市民部資産税課 3 事故の防止策 職場において、公用車を発進させるときは、乗車時に車両の周囲を確認した上で内輪差に留意してゆっくりと発進すること及び原則として同乗者が降車して誘導することについて、周知徹底を図った。	

(3) 市道の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号		事 故 内 容
令和元年 1 1 月 1 8 日 豊専第 4 3 号		令和元年 7 月 1 5 日午後 8 時 3 0 分頃、大沼町長根北ノ切地内において、相手方車両が走行していたところ、路面に生じていた穴にタイヤを落としたもの
損 害 賠 償 額	1 2 7 , 6 5 6 円	
相 手 方 の 損 害 の 程 度	左側前後輪のスプリング等の損傷	
過 失 割 合	豊田市 6 0 %、相手方 4 0 %	
備 考	1 事故発生の原因 通過車両による荷重、振動、衝撃等により舗装が損傷し、路面に穴が生じたことによる。 2 担当課 建設部土木管理課 3 事故の防止策 現場の舗装を修繕するとともに、引き続きパトロールの実施や市民からの情報提供等により舗装の損傷箇所の早期発見に努め、修繕作業を迅速に実施する。	

2 訴えの提起について

(1) 損害賠償請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和元年11月6日 豊専第38号
相手方	※個人情報のため、非表示
請求内容	1 損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払 2 訴訟費用の支払
請求原因	相手方が、市の所有するネットフェンスを損壊させたことに対する損害賠償金13万2,000円を長期滞納していること。

【担当課：債権管理課】

(2) 国民健康保険療養給付費返還請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和元年11月6日 豊専第39号
相手方	※個人情報のため、非表示
請求内容	1 国民健康保険療養給付費の返還 2 訴訟費用の支払
請求原因	相手方の国民健康保険療養給付費2万1,378円の返還債務について、長期にわたり不履行の状態にあること。

【担当課：債権管理課】

(3) 母子福祉資金償還請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和元年11月6日 豊専第40号
相手方	1 主債務者 ※個人情報のため、非表示 2 連帯債務者 (1) ※個人情報のため、非表示 (2) ※個人情報のため、非表示 3 連帯保証人 ※個人情報のため、非表示
請求内容	1 母子福祉資金の償還及びこれに対する遅延損害金の支払 2 訴訟費用の支払
請求原因	1 主債務者及び連帯債務者(1)の母子福祉資金152万6,364円の償還債務について、長期にわたり不履行の状態にあること。 2 主債務者及び連帯債務者(2)の母子福祉資金59万円の償還債務について、長期にわたり不履行の状態にあること。

【担当課：債権管理課】

(4) 奨学金償還請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和元年11月6日 豊専第42号
相手方	1 主債務者 (1) ※個人情報のため、非表示 (2) ※個人情報のため、非表示 2 連帯保証人 ※個人情報のため、非表示
請求内容	1 豊田市奨学金条例の規定により貸し付けた奨学金の償還及びこれに対する遅延損害金の支払 2 訴訟費用の支払
請求原因	1 主債務者(1)の奨学金60万円の償還債務について、長期にわたり不履行の状態にあること。 2 主債務者(2)の奨学金120万円の償還債務について、長期にわたり不履行の状態にあること。

【担当課：債権管理課】

(5) 生活保護徴収金請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和元年11月6日 豊専第41号
相手方	※個人情報のため、非表示
請求内容	1 生活保護法の規定に基づく徴収金及びこれに対する延滞金の支払 2 訴訟費用の支払
請求原因	相手方が生活保護法の規定に基づく徴収金157万2,014円を長期滞納していること。

【担当課：債権管理課】

(6) 市営住宅明渡等請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和元年11月26日 豊専第44号
相手方	※個人情報のため、非表示
請求内容	1 市営住宅の明渡し 2 市営住宅の未払家賃及びこれに対する遅延損害金の支払 3 未払の駐車場使用料及びこれに対する遅延損害金の支払 4 市営住宅の契約解除以後明渡しまでの間の使用損害金の支払 5 訴訟費用の支払
請求原因	1 相手方が12月分の市営住宅の家賃42万1,600円を長期滞納していること。 2 相手方が12月分の駐車場使用料2万4,000円を長期滞納していること。 3 相手方が正当な事由によらず市営住宅を長期にわたり使用していないこと。

【担当課：定住促進課】

2 議決

議案第125号 豊田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

【要旨】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める。

市長の職務権限の特例の設定

市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 社会教育機関（豊田市中心図書館を除く。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（(4)を除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

【備考】

1 施行期日

令和2年4月1日

2 関係条例

豊田市視聴覚ライブラリー条例、豊田地域文化広場条例、豊田市美術館条例、豊田市文化財保護条例、豊田市伝統的建造物群保存地区保存条例、豊田市文化財施設条例、豊田市スポーツ推進審議会条例、豊田市体育施設条例、豊田市旭B&G海洋センター条例

【担当課：行政改革推進課】

議案第 1 2 6 号 豊田市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

【要旨】

社会福祉法の一部改正に伴い、条例に委任された無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定める。

1 欠格事由

暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体は、無料低額宿泊所事業者となることができない。

2 設備及び運営に関する基準

1 を除くほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める基準のとおりとする。

【備考】

施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

【担当課：生活福祉課】

議案第 1 2 7 号 豊田市事務分掌条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応し、適切な行政執行を図るための組織改革を実施するため、分掌事務を変更する。

分掌事務の変更（令和 2 年 4 月 1 日以後）

- （１）経営戦略部の分掌事務から「都心地区に係る施策の総合調整に関すること。」及び「ラグビーワールドカップ 2 0 1 9 その他国際的なイベントに関すること。」を削除し、「集客及び交流の促進に関すること。」及び「情報化の推進に関すること。」を追加する。
- （２）総務部の分掌事務の「情報化の推進に関すること。」を「情報システムに関すること。」に変更する。
- （３）生涯活躍部の分掌事務に「文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。」、「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。」、「文化財の保護に関すること。」及び「美術館に関すること。」を追加する。

【担当課：行政改革推進課】

議案第128号 豊田市職員給与条例及び豊田市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

令和元年人事院勧告に準じて、職員の給料月額の上上げ、期末手当及び
勤勉手当の支給割合の改定並びに住居手当の支給要件等の変更を行う。

- 1 給料月額の上上げ（平成31年4月1日以後）
平均上上げ率 0.22%（655円）

- 2 一般職の職員の勤勉手当の額の総額の設定に係る割合の改定

職員の区分	令和元年12月 1日前まで	令和元年12月 1日以後	令和2年4月1 日以後
一般の職員	100分の92.5	100分の97.5	100分の95
特定管理職員	100分の112.5	100分の117.5	100分の115

- 3 住居手当の支給要件等の変更

- （1）支給要件の変更

<現 行> 月額1万2,000円を超え
 る家賃を支払っている職員
 →
 <令和2年4月1日以後>
 月額1万6,000円を超え
 る家賃を支払っている職員

- （2）算定方法の変更

現 行	令和2年4月1日以後
ア 月額2万3,000円以下の家賃の場合 家賃の月額から1万2,000円を控除した額	ア 月額2万7,000円以下の家賃の場合 家賃の月額から1万6,000円を控除した額
イ 月額2万3,000円を超える家賃の場合 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1の額（当該額は、1万6,000円を上限とする。）を1万1,000円に加算した額	イ 月額2万7,000円を超える家賃の場合 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1の額（当該額は、1万7,000円を上限とする。）を1万1,000円に加算した額

- （3）上限額の変更

<現 行> 2万7,000円
 →
 <令和2年4月1日以後>
 2万8,000円

- 4 一般職の任期付職員の給料月額の上上げ

号給	現 行	平成31年4月1日以後
1	374,000円	375,000円

5 一般職の任期付職員の期末手当の支給割合の改定

令和元年12月1日前まで	令和元年12月1日以後	令和2年4月1日以後
100分の167.5	100分の172.5	100分の170

【備考】

1 一般職の職員の勤勉手当の額の総額の設定

勤勉手当の支給基準日現在において、一般の職員の職員区分に属する職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に、勤勉手当の割合を乗じて得た額の総額を、当該職員区分に属する職員に支給する勤勉手当の上限額とするもの

2 特定管理職員

副参事又はこれに相当する職以上の職にある職員

3 一般職の任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるため、任命権者が選考により任期を定めて採用する職員

4 一般職の任期付職員の期末手当の額

期末手当の支給基準日現在において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第 1 2 9 号 豊田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、議会の議員の期末手当の支給割合を改定する。

議会の議員の期末手当の支給割合の改定

令和元年 1 2 月 1 日前 まで	令和元年 1 2 月 1 日以後	令和 2 年 4 月 1 日以後
100 分の 167.5	100 分の 172.5	100 分の 170

【備考】

議会の議員の期末手当の額

議員報酬の月額及びその額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合計額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第 1 3 0 号 豊田市特別職職員の給与を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、特別職職員の期末手当の支給割合を改定する。

特別職職員の期末手当の支給割合の改定

令和元年 1 2 月 1 日前 まで	令和元年 1 2 月 1 日以後	令和 2 年 4 月 1 日以後
100 分の 167.5	100 分の 172.5	100 分の 170

【備考】

特別職職員の期末手当の額

特別職職員の受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、給料及び地域手当の月額の合計額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額並びに給料月額に 1 0 0 分の 2 5 を乗じて得た額を加算した額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

【要旨】

1 豊田市北部給食センターの位置の変更

＜現 行＞

＜令和 2 年 4 月 1 日以後＞

豊田市井上町7丁目11番地 → 豊田市亀首町山ノ上20番地

- 2 豊田市藤岡給食センターの廃止（令和2年4月1日）

豊田市藤岡給食センターを廃止する。

【担当課：保健給食課】

【要旨】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じて、保育所の設備に関する基準を追加する。

保育所の設備に関する基準の追加

建築基準法の改正により耐火建築物とする必要がなくなった建築物について、従来の耐火基準を維持するための基準を追加する。

【担当課：保育課】

議案第 1 3 3 号 豊田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の追加その他所要の改正を行うとともに、同基準の一部改正に準じて、職員配置基準の特例期間の延長を行う。

- 1 幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の追加
建築基準法の一部改正により耐火建築物とする必要がなくなった建築物について、従来の耐火基準を維持するための基準を追加する。
- 2 職員配置基準の特例期間の延長
 <現 行> <令和 2 年 4 月 1 日以後>
平成 2 7 年 4 月 1 日から 5 年間 → 平成 2 7 年 4 月 1 日から 1 0 年間

【備考】

用語の意義

職員配置基準の特例

幼保連携型認定こども園の職員配置基準において必要となる職員数に算入できる副園長又は教頭の資格について、幼稚園教諭免許状又は保育士登録のいずれか一方でよいとする特例

【担当課：保育課】

議案第 1 3 4 号 豊田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保に関する経過措置の期間を延長する。

連携施設の確保に関する経過措置の期間の延長

＜現 行＞

＜令和 2 年 4 月 1 日以後＞

平成 2 7 年 4 月 1 日から 5 年間 → 平成 2 7 年 4 月 1 日から 1 0 年間

【備考】

用語の意義

(1) 連携施設

家庭的保育等の提供を受けている子どもに集団保育を体験させるための機会の設定等の支援、代替保育の提供及び家庭的保育事業所等の卒園後の受入れに係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所

(2) 連携施設の確保に関する経過措置

連携施設の確保が著しく困難であって、市が必要な支援を行うことができると認める場合は、連携施設の確保をしないことができる。

【担当課：保育課】

議案第 1 3 5 号 豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、用語の整理、食事の提供に要する費用の取扱いの変更及び連携施設の確保に関する経過措置の期間の延長を行う。

1 現に引用している用語の整理

＜現 行＞		＜改正後＞
支給認定保護者	→	教育・保育給付認定保護者
支給認定子ども		教育・保育給付認定子ども

2 食事の提供に要する費用の取扱いの変更

(1) 副食の提供に要する費用の取扱いの変更

子ども・子育て支援法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもへの副食の提供に要する費用の支払を受けることができることとする。

(2) 支払を受けることができる食事の提供に要する費用から除外するものの追加

年収約 3 6 0 万円未満相当の世帯及び第 3 子以降の満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもへの副食の提供に要する費用を除く。

3 連携施設の確保に関する経過措置の期間の延長

＜現 行＞		＜改正後＞
平成 2 7 年 4 月 1 日から 5 年間	→	平成 2 7 年 4 月 1 日から 1 0 年間

【備考】

用語の意義

(1) 連携施設

特定地域型保育の提供を受けている子どもに集団保育を体験させるための機会の設定等の支援、代替保育の提供及び特定地域型保育事業所の卒園後の受入れに係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所

(2) 連携施設の確保に関する経過措置

連携施設の確保が著しく困難であって、市が必要な支援を行うことができると認める場合は、連携施設の確保をしないことができる。

【担当課：保育課】

議案第 1 3 6 号から議案第 1 4 4 号まで 令和元年度豊田市補正予算
→「予算関係議案の要旨（資料 2）」参照

議案第 1 4 5 号 工事請負契約の締結について（（仮称）松平地域屋根付広場新設工事）

【要旨】

スポーツの振興及び市民の健康の増進を図るため、（仮称）松平地域屋根付広場を新設する。

- 1 契約目的 （仮称）松平地域屋根付広場新設工事
- 2 契約金額 4 2 5 , 7 0 0 , 0 0 0 円
- 3 相手方 豊田市浄水町伊保原 4 6 5 番地 1
藤本建設株式会社
代表取締役 稲葉 俊伸
- 4 契約方法 一般競争入札（3 名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市九久平町地内
- 2 工事概要
 - （1）構 造 鉄骨造平屋建て
 - （2）延べ面積 1 , 7 3 6 . 7 6 m²
 - （3）内 容 屋根膜工事、砂入り人工芝広場整備等
- 3 完成予定日 令和 3 年 2 月 2 6 日

【担当課：スポーツ課】

議案第146号 財産の取得について（豊田市立豊田特別支援学校調理場建物及び附帯施設）

【要旨】

豊田市立豊田特別支援学校の児童生徒の摂食機能に応じた給食を提供するため、調理場建物及び附帯施設を取得する。

1 取得する財産

- | | |
|------------|---------------|
| （１）種 別 | 調理場建物及び附帯施設 |
| （２）建物の延べ面積 | ５３２．６平方メートル |
| （３）建物の構造 | 鉄骨造２階建て |
| （４）附帯施設 | ランチルーム |
| （５）所在地 | 豊田市大清水町原山６６番地 |

2 取得価格 ２７７，２００，０００円

3 相手方 メイダイグループ
代表者 豊田市青木町一丁目１６番地
株式会社メイダイ
代表取締役 小幡 銀伸

4 契約方法 一般競争入札（１名）

【備考】

引渡予定日

- | | |
|-----------|-----------|
| （１）調理場建物 | 令和３年６月３０日 |
| （２）ランチルーム | 令和４年２月２８日 |

【担当課：保健給食課】

議案第147号 指定管理者の指定について（豊田市中心図書館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市中心図書館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市中心図書館
- 2 指定管理者となる団体 T R C ・ ホーメックス共同企業体
代表者 東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 細川 博史
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

【備考】

- 1 株式会社図書館流通センターの概要
 - (1) 設立年月 昭和54年12月
 - (2) 資本金 266,050,000円
 - (3) 従業員数 359名
 - (4) 事業内容 ア 指定管理者制度による図書館運営
イ 公共図書館を中心とした図書館用書籍の販売
ウ 図書館用書籍の加工
エ 書誌データの作成及び販売
オ 図書館専用ＩＣタグの開発及び販売並びに図書館用品、什器及び機器の販売
カ 図書館の設計、運営管理及びシステムに関するコンサルタント業務
- 2 ホーメックス株式会社の概要
 - (1) 設立年月 昭和50年2月
 - (2) 資本金 30,000,000円
 - (3) 従業員数 168名
 - (4) 事業内容 ア 指定管理者施設運営事業
イ ビルメンテナンス事業
ウ 廃棄物処理事業
エ リサイクル事業
オ 下水道維持管理事業
- 3 指定管理者となる団体の選定方法
公募

【担当課：図書館管理課】

議案第148号 指定管理者の指定について（豊田市西部体育館及び豊田市逢妻運動広場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市西部体育館及び豊田市逢妻運動広場の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 施設の名称 | 豊田市西部体育館及び豊田市逢妻運動広場 |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地
ハマダスポーツ企画株式会社
代表取締役 濱田 英之 |
| 3 | 指定の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

【備考】

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 1 | ハマダスポーツ企画株式会社の概要 |
| (1) | 設立年月 昭和59年5月 |
| (2) | 資本金 10,000,000円 |
| (3) | 従業員数 58名 |
| (4) | 事業内容 |
| | ア 体育・文化施設の経営者及び体育に関する指導者の養成 |
| | イ 体育・文化施設建設事業の市場調査、開発、企画及び設計 |
| | ウ 体育用具及び用品の企画及び販売 |
| | エ 書籍の出版 |
| | オ 総合警備保障業務 |
| | カ 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業 |
| | キ 各種催事の企画、運営及び管理業務 |
| | ク 保育所及び児童館の経営、受託経営及び経営コンサルタント |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 |
| | 公募 |

【担当課：スポーツ課】

議案第149号 指定管理者の指定について（豊田市温浴施設じゅわじゅわ）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市温浴施設じゅわじゅわの指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 施設の名称 | 豊田市温浴施設じゅわじゅわ |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 豊田市本新町七丁目48番地6
株式会社豊田ほっとかん
代表取締役社長 須藤 寿也 |
| 3 | 指定の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

【備考】

- | | |
|-----|--|
| 1 | 株式会社豊田ほっとかんの概要 |
| (1) | 設立年月 平成7年2月 |
| (2) | 資本金 200,000,000円 |
| (3) | 従業員数 42名 |
| (4) | 事業内容 |
| | ア 特定民間施設の経営 |
| | イ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣等業務 |
| | ウ 介護保険法に基づく指定通所介護事業、指定介護予防通所介護事業、指定特定施設入居者生活介護事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業及び指定居宅介護支援事業 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 |
| | 豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第2条第5号該当 |
| 3 | 指定手続条例第2条第5号 |
| | 施設の性質、設置目的及び当該施設における業務の性質等により公募することが適さないと認められるとき。 |

【担当課：高齢福祉課】

議案第 150 号 指定管理者の指定について（田町活性化施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、田町活性化施設の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|---------------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 田町活性化施設 |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 豊田市足助町石橋 28 番地 3
田町自治会
会長 鈴木 珊伍 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

【備考】

- | | |
|-----|---|
| 1 | 田町自治会の概要 |
| (1) | 世帯数 139 世帯 |
| (2) | 役員数 22 名 |
| (3) | 事業内容 |
| | ア 地域住民、諸団体等の意見調整、連絡等 |
| | イ 地域住民の相互扶助及び福祉の増進 |
| | ウ 地域住民の生活環境整備及び生活安全の確保 |
| | エ 地域のコミュニティ活動の振興 |
| | オ 集会施設の維持管理 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第 2 条第 2 号該当 |
| 3 | 指定手続条例第 2 条第 2 号
当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。 |

【担当課：足助支所】

議案第 1 5 1 号 指定管理者の指定について（西町活性化施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、西町活性化施設の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 施設の名称 | 西町活性化施設 |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 豊田市足助町西町 1 3 番地 1
有限会社あすけ町づくり工房
代表取締役 中根 陸雅 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで |

【備考】

- | | |
|-----|---|
| 1 | 有限会社あすけ町づくり工房の概要 |
| (1) | 設立年月 平成 1 6 年 1 2 月 |
| (2) | 資本金 5, 7 5 0, 0 0 0 円 |
| (3) | 従業員数 9 名 |
| (4) | 事業内容 |
| | ア 都市開発、地域開発、観光開発等に関する企画、設計及び監理並びにこれらに関するコンサルタント業務 |
| | イ 商業地域の市場調査診断に関する業務 |
| | ウ 経営の診断及び経営コンサルタント業務 |
| | エ 各種イベントの企画及び運営 |
| | オ 広告及び宣伝業 |
| | カ 飲食店の経営 |
| | キ 食品、民芸品等郷土特産品の開発及び販売 |
| | ク 不動産の賃貸、管理、保有及び運用 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 |
| | 指定手続条例第 2 条第 2 号該当 |

【担当課：足助支所】

議案第 152 号 指定管理者の指定について（豊田高等職業訓練校）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田高等職業訓練校の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 施設の名称 | 豊田高等職業訓練校 |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 豊田市陣中町一丁目22番地2
職業訓練法人豊田職業訓練協会
会長 鈴木 善男 |
| 3 | 指定の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

【備考】

- | | |
|-----|--|
| 1 | 職業訓練法人豊田職業訓練協会の概要 |
| (1) | 設立年月 昭和46年1月 |
| (2) | 職員数 2名 |
| (3) | 事業内容 |
| | ア 豊田加茂建設連合協同組合に加盟する事業者が雇用
する従業員に対する認定職業訓練 |
| | イ 親子や大人を対象とした板金教室、木工教室等の講
座の開設 |
| | ウ 施設の管理運営 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 |
| | 公募 |

【担当課：ものづくり産業振興課】

議案第 153 号 指定管理者の指定について（井上公園（水泳場を除く。））

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、井上公園（水泳場を除く。）の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 施設の名称 | 井上公園（水泳場を除く。） |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 豊田市井上町十一丁目8番地6
特定非営利活動法人いさとスポーツクラブ
理事長 岡 二郎 |
| 3 | 指定の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

【備考】

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 1 | 特定非営利活動法人いさとスポーツクラブの概要 |
| (1) | 設立年月 平成20年10月 |
| (2) | 基本財産 22,567,696円 |
| (3) | 会員数 4,991名 |
| (4) | 事業内容 |
| | ア 各種スポーツ教室、講習会及び大会の開催並びにイベント活動事業 |
| | イ 指導者、運営者等育成のためのスポーツ活動支援事業 |
| | ウ 調査・広報事業 |
| | エ 公園管理業務の受託事業 |
| | オ 健康増進教室等の受託事業 |
| | カ スポーツ用品等販売事業 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 |
| | 指定手続条例第2条第2号該当 |

【担当課：スポーツ課】

議案第 154 号 指定管理者の指定について（井上公園水泳場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、井上公園水泳場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 井上公園水泳場
- 2 指定管理者となる団体 井上公園水泳場運営企業体
代表者 神奈川県小田原市堀之内 458 番地
株式会社スポーツプラザ報徳
代表取締役 安藤 博二
- 3 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

【備考】

- 1 株式会社スポーツプラザ報徳の概要
 - (1) 設立年月 昭和 62 年 10 月
 - (2) 資本金 100,000,000 円
 - (3) 従業員数 70 名
 - (4) 事業内容
 - ア 各種スポーツ教室及びスポーツクラブの経営及び管理運営
 - イ 建設工事、土木工事及び管工事の企画、設計、施工及び管理
 - ウ スポーツに関する興業の企画及び実施
 - エ スポーツ施設の設計施工、管理運営及び清掃
 - オ スポーツインストラクターの養成及び派遣
 - カ スポーツ用品等の販売
- 2 株式会社サンの概要
 - (1) 設立年月 昭和 46 年 10 月
 - (2) 資本金 30,000,000 円
 - (3) 従業員数 219 名
 - (4) 事業内容
 - ア 建築物等の機器の製造及び販売
 - イ ビル総合管理及び保守
 - ウ ビル清掃に関する機器等の販売
 - エ 建築物及び催し物の警備保安管理
 - オ レジャー施設の経営
 - カ ビオトープ事業の請負、設計、施工及び管理
 - キ 汚水廃水処理施設設計施工、清掃及び維持管理
 - ク 給排水衛生設備設計施工、清掃及び維持管理
 - ケ 電気設備設計施工、保守点検及び維持管理
 - コ 機械器具等製造
 - サ 土木建設工事等の設計施工及び請負

3 指定管理者となる団体の選定方法
公募

【担当課：スポーツ課】

議案第155号 豊田市子ども総合計画の策定について

【要旨】

社会経済環境の変化に的確に対応し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、新たな豊田市子ども総合計画を定める。

1 計画策定の背景

本市では、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、平成19年に豊田市子ども条例を制定するとともに、平成22年に豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）を策定し、妊娠・出産から子どもの自立までの一連の過程を切れ目なく、そして、社会全体で子どもを育て、子育てを支える施策に取り組んできた。これを継承し、平成27年3月に子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備及び青少年を支援する体制の整備を目的に、第2次豊田市子ども総合計画を策定した。この計画期間が令和2年3月で満了することに伴い、「子育て」「親育ち」の支援に加え、地域も含めて「育ち合う」関係を構築し、子どもにやさしいまちづくりを共働で推進していくことを目的として、子どもの目線に立った新たな豊田市子ども総合計画を策定する。

2 計画の位置付け

豊田市子ども条例に規定する豊田市子ども総合計画であるとともに、子ども・子育て支援法に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付け、第8次豊田市総合計画を始めとした本市の関連計画と整合を図り、策定する。

3 計画の対象

妊娠期を含めた0歳からおおむね20歳代までの子ども及び青少年並びにその子どもや青少年を養育する家庭。ただし、施策の内容によっては、30歳代までの若者も含む。

4 計画の期間

令和2年度から令和6年度まで

5 基本理念

「子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」

6 取組方針・施策目標・基本施策

（1）子どもの権利保障

豊田市子ども条例で定められている子どもの権利が総合的に保障され、全ての市民が子どもの権利について十分に理解し、子どもが幸せに暮らすことのできる社会の実現を目指す。

（2）安心して生み育てられる支援体制の充実

安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う。

- (3) 全ての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり
働きながら子育てをしやすい環境づくりを進める。また、園児がより安全・安心・快適に生活できる幼児教育・保育環境の向上を図る。
- (4) 青少年の健全育成及び若者支援
次世代を担う子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、このような社会を生き抜いていく力を育み、自立できるよう、地域や社会との交流の機会や活動のきっかけづくりを行う。
また、女性の社会進出や共働き世帯の増加等により、放課後児童クラブに対する需要は高まっており、引き続き、安全・安心に児童が過ごせる体制づくりを進める。
- (5) 地域ぐるみによる子育て社会の創造
子どもが育つ上で最も基本となる家庭における教育力を高めるために、地域と連携した取組を進める。

7 重点事業群

- (1) 子どもの権利啓発の推進
- (2) 子どもの孤困きゅうさいプログラム
- (3) 情報通信技術を活用した子育て支援サービスの充実
- (4) 虐待防止及び対応策の強化
- (5) 待機児童対策
- (6) 義務教育期後の社会参加活動の促進
- (7) 少子化への対応

8 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を目的として、豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査等を基に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期等を設定する。

9 計画の推進体制

- (1) 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議
計画推進体制の要として、事業・施策の進捗の点検・評価を行うとともに、計画及び実施体制の改善等に関する協議・提言を行う。
- (2) 子ども・子育て支援庁内推進会議
子ども・子育て支援施策・事業に関する庁内の意見の取りまとめ及び意思決定を行う。
- (3) 豊田市子ども会議
計画事業への子どもの意見の提言・提案などの役割を担う。

10 計画の評価

計画全体の評価は、取組方針ごとに指標を設け、令和5年度の市民意向調査などを活用して行い、重点事業群の評価は、基礎事業ごとの実施状況に基づき、成果を横断的に検証することにより行う。また、基礎事業の管理は、事業実績調書等を用いて実施し、子どもに関する事業については、子どもにとって最善の利益となっているかどうかという視点での評価を行う。

なお、評価の内容については、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議に諮った後、公表する。

【担当課：次世代育成課】

3 同意

同意第6号 公平委員会委員の選任について

【要旨】

公平委員会委員として次の者を選任する。

選任する者

村 井 奈 美 （新任）

（加 計）

【備考】

裕櫻委員が令和2年1月10日付けで任期満了となるため

【担当課：法務課】

同意第7号 人権擁護委員の推薦について

【要旨】

人権擁護委員として次の者を推薦する。

推薦する者

青 木 康 次 （新任）

【備考】

勝野隆委員が令和2年3月31日付けで任期満了となるため

【担当課：市民相談課】

令和元年 1 2 月市議会定例会
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

令和元年度一般会計・特別会計補正予算（1 2 月補正）	……… 1
-----------------------------	-------

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 令和元年 1 1 月 2 8 日

令和元年度

豊田市 一般会計 補正予算資料
特別会計

(1 2月補正)

令和元年度 1 2 月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・％)

区 分		補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考	
一 般 会 計		188,055,000	379,000	188,434,000	72.1	72.1	議案第 136 号	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険		35,368,203	32,163	35,400,366	13.6	13.6	議案第 137 号
	土地区画整理	土 橋	1,577,619	△ 5,551	1,572,068	0.6	0.6	議案第 138 号
		寺 部	1,118,561	△ 8,649	1,109,912	0.4	0.4	
		花 園	3,421,071	△ 538	3,420,533	1.3	1.3	
	分 譲 住 宅 建 設		6,372	473	6,845	0.0	0.0	議案第 139 号
	卸 売 市 場		249,157	△ 448	248,709	0.1	0.1	議案第 140 号
	水 道 水 源 保 全		82,105		82,105	0.0	0.0	
	母子父子寡婦福祉		37,776	3,000	40,776	0.0	0.0	議案第 141 号
	介 護 保 険		25,052,775	△ 7,208	25,045,567	9.6	9.6	議案第 142 号
	財 産 区	盛 岡	4,846		4,846	0.0	0.0	
		賀 茂	7,829		7,829	0.0	0.0	
	後 期 高 齢 者 医 療		5,042,591	△ 7,351	5,035,240	1.9	1.9	議案第 143 号
	産 業 用 地 造 成		934,219	△ 171	934,048	0.4	0.4	議案第 144 号
小 計		72,903,124	5,720	72,908,844	27.9	27.9		
合 計 (一般会計＋特別会計)		260,958,124	384,720	261,342,844	100.0	100.0		
企 業 会 計	水 道 事 業	収入	13,784,502		13,784,502	—	—	
		支出	19,038,622		19,038,622	—	—	
	下 水 道 事 業	収入	12,326,575		12,326,575	—	—	
		支出	15,454,755		15,454,755	—	—	
	支 出 合 計		34,493,377		34,493,377	—	—	
総 計 (一般会計＋特別会計 ＋企業会計)		295,451,501	384,720	295,836,221	—	—		

令和元年度12月補正

一般会計

(議案第136号)

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	116,370,620	0	116,370,620	61.9	61.8	
2 地 方 譲 与 税	1,206,000	0	1,206,000	0.6	0.6	
3 利 子 割 交 付 金	95,000	0	95,000	0.1	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	473,000	0	473,000	0.3	0.2	
5 株式等譲渡所得割交付金	359,000	0	359,000	0.2	0.2	
6 地 方 消 費 税 交 付 金	8,392,000	0	8,392,000	4.5	4.5	
7 ゴルフ場利用税交付金	349,000	0	349,000	0.2	0.2	
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	374,000	0	374,000	0.2	0.2	
9 環 境 性 能 割 交 付 金	145,000	0	145,000	0.1	0.1	
10 地 方 特 例 交 付 金	784,818	0	784,818	0.4	0.4	
11 地 方 交 付 税	2,000,000	0	2,000,000	1.1	1.1	
12 交通安全対策特別交付金	62,000	0	62,000	0.0	0.0	
13 分 担 金 及 び 負 担 金	273,017	7,073	280,090	0.1	0.1	
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,883,502	0	2,883,502	1.5	1.5	
15 国 庫 支 出 金	21,140,244	11,651	21,151,895	11.2	11.2	
16 県 支 出 金	9,899,229	0	9,899,229	5.3	5.3	
17 財 産 収 入	510,767	0	510,767	0.3	0.3	
18 寄 附 金	3,903	0	3,903	0.0	0.0	
19 繰 入 金	2,880,327	0	2,880,327	1.5	1.5	
20 繰 越 金	5,154,714	260,979	5,415,693	2.7	2.9	
21 諸 収 入	5,698,859	99,297	5,798,156	3.0	3.1	
22 市 債	9,000,000	0	9,000,000	4.8	4.8	
合 計	188,055,000	379,000	188,434,000	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
13 分担金及び負担金	7,073	老人福祉施設措置費負担金	7,073	16,377	23,450
15 国庫支出金	11,651	介護職機能分化等推進事業費補助金	11,651	0	11,651
20 繰越金	260,979	前年度繰越金	260,979	5,154,714	5,415,693
21 諸収入	99,297	過年度収入	99,297	1	99,298
合 計	379,000				

(目 的 別 歳 出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	890,109	2,053	892,162	0.5	0.5	
2 総 務 費	18,837,290	82,754	18,920,044	10.0	10.0	
3 民 生 費	60,422,671	207,221	60,629,892	32.1	32.2	
4 衛 生 費	17,185,329	△ 22,660	17,162,669	9.1	9.1	
5 労 働 費	162,641	△ 9,054	153,587	0.1	0.1	
6 農 林 水 産 業 費	2,876,510	34,206	2,910,716	1.5	1.5	
7 商 工 費	5,369,809	2,928	5,372,737	2.9	2.9	
8 土 木 費	35,191,159	△ 19,524	35,171,635	18.7	18.7	
9 消 防 費	7,864,379	96,808	7,961,187	4.2	4.2	
10 教 育 費	29,048,402	1,805	29,050,207	15.5	15.4	
11 災 害 復 旧 費	243,040	2,463	245,503	0.1	0.1	
12 公 債 費	9,733,661	0	9,733,661	5.2	5.2	
13 諸 支 出 金	30,000	0	30,000	0.0	0.0	
14 予 備 費	200,000	0	200,000	0.1	0.1	
合 計	188,055,000	379,000	188,434,000	100.0	100.0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
1 議会費	2,053	人件費（一般職）	2,053	168,478	170,531
2 総務費	82,754	人件費（特別職・一般職）	△ 27,592	5,360,379	5,332,787
		人件費（退職手当）	26,243	1,495,464	1,521,707
		上郷支所・コミュニティセンター施設整備費	80,400	10,431	90,831
		市民税等賦課事務費	3,703	42,065	45,768
3 民生費	207,221	人件費（一般職）	△ 167,613	5,646,636	5,479,023
		介護職機能分化等 推進事業費補助金	11,651	0	11,651
		老人福祉施設措置費	17,918	120,882	138,800
		保育園トイレ改修費	6,400	0	6,400
		社会福祉費過年度金 国県支出金返還金	194,876	0	194,876
		障がい者福祉費過年度金 国県支出金返還金	96,216	0	96,216
		児童福祉費過年度金 国県支出金返還金	30,395	0	30,395
		国民健康保険金 特別会計繰出金	32,163	3,054,497	3,086,660
		介護保険事業金 特別会計繰出金	△ 7,944	3,868,100	3,860,156
		後期高齢者医療金 特別会計繰出金	△ 7,841	674,476	666,635
4 衛生費	△ 22,660	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計繰出金	1,000	12,209	13,209
		人件費（一般職）	△ 53,211	2,736,316	2,683,105
		保健事業費	19,556	678,045	697,601
		保健衛生費過年度金 国県支出金返還金	760	0	760
5 労働費	△ 9,054	母子保健費過年度金 国県支出金返還金	10,235	0	10,235
		人件費（一般職）	△ 9,054	33,524	24,470
6 農林水産業費	34,206	人件費（一般職）	34,654	522,247	556,901
		卸売市場特別会計繰出金	△ 448	81,185	80,737

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
7 商 工 費	2,928	人 件 費 (一 般 職)	3,099	331,050	334,149
		産 業 用 地 造 成 事 業 特 別 会 計 繰 出 金	△ 171	934,192	934,021
8 土 木 費	△ 19,524	人 件 費 (一 般 職)	△ 4,786	2,633,714	2,628,928
		都 市 計 画 事 業 土 地 区 画 整 理 特 別 会 計 繰 出 金	△ 14,738	1,869,416	1,854,678
9 消 防 費	96,808	人 件 費 (一 般 職)	96,808	4,491,521	4,588,329
10 教 育 費	1,805	人 件 費 (特 別 職 ・ 一 般 職)	△ 16,064	1,983,082	1,967,018
		幼 稚 園 ト イ レ 改 修 費	1,100	0	1,100
		給 食 調 理 委 託 費	16,769	122,591	139,360
11 災 害 復 旧 費	2,463	人 件 費 (一 般 職)	2,463	9,040	11,503
合 計	379,000				

繰越明許費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎電話設備取得事業	150,000
	2 地域振興費	上郷コミュニティセンター 非常用発電設備整備事業	80,400
		鳥屋平進入路整備事業	38,600
3 民生費	4 児童福祉費	保育園トイレ改修設計事業 （稲武こども園外3園）	6,400
4 衛生費	3 清掃費	小型ワイドパッカー車等取得事業	51,400
8 土木費	4 河川費	河川改良事業（一級河川安永川）	243,000
	5 都市計画費	上郷スマートインターチェンジ整備事業	98,000
		内環状線建設事業 （都市計画道路高橋細谷線）	16,000
10 教育費	5 幼稚園費	幼稚園トイレ改修設計事業 （トヨタこども園）	1,100

債務負担行為補正（追加）

（単位：千円）

事項	期間	限度額
市県民税特別徴収届出書 データ化業務委託事業	令和2年度	1,300
市税等納付催告・窓口業務委託事業	令和2年度	22,300
女性しごとテラス運営業務委託事業	令和2年度	41,900
農業振興地域整備計画変更業務委託事業	令和2年度	18,000
中央公園自然環境保全調査業務委託事業	令和2年度	8,000

(性 質 別 歳 出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	31,893,529	△ 115,463	31,778,066	16.9	16.9	
物 件 費	34,300,575	40,028	34,340,603	18.2	18.2	
維 持 補 修 費	3,123,966	0	3,123,966	1.7	1.7	
扶 助 費	32,087,436	17,918	32,105,354	17.1	17.0	
補 助 費 等	21,642,640	344,133	21,986,773	11.5	11.7	
普通建設事業費	42,594,663	87,900	42,682,563	22.6	22.6	
災害復旧事業費	243,040	2,463	245,503	0.1	0.1	
公 債 費	9,733,661	0	9,733,661	5.2	5.2	
積 立 金	125,078	0	125,078	0.1	0.1	
投資及び出資金	1,120,000	0	1,120,000	0.6	0.6	
貸 付 金	490,000	0	490,000	0.3	0.2	
繰 出 金	10,500,412	2,021	10,502,433	5.6	5.6	
予 備 費	200,000	0	200,000	0.1	0.1	
合 計	188,055,000	379,000	188,434,000	100.0	100.0	

(単位：千円)

議案第137号 国民健康保険	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	7,981,088	0	7,981,088
	2 国庫支出金	12,302	0	12,302
	3 県支出金	23,705,966	0	23,705,966
	4 財産収入	1,273	0	1,273
	5 繰入金	3,478,852	32,163	3,511,015
	6 繰越金	20,000	0	20,000
	7 諸収入	168,722	0	168,722
	合 計	35,368,203	32,163	35,400,366
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	379,896	△ 5,154	374,742
	2 保険給付費	23,463,977	0	23,463,977
	3 国民健康保険 事業費納付金	11,143,979	0	11,143,979
	4 保健事業費	333,976	37,317	371,293
	5 基金積立金	1,273	0	1,273
	6 諸支出金	40,102	0	40,102
	7 予備費	5,000	0	5,000
	合 計	35,368,203	32,163	35,400,366
	(債務負担行為補正(追加))			
	事 項	期 間	限度額	
	国民健康保険税納付催告・ 窓口業務委託事業	令和2年度	22,300	

(単位：千円)

議案第138号 都市計画事業 土地区画整理 (土 橋)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	0	1
	2 負担金	1,003,500	0	1,003,500
	3 使用料及び手数料	100	0	100
	4 繰入金	540,688	△ 5,551	535,137
	5 繰越金	1	0	1
	6 諸収入	33,329	0	33,329
	合 計	1,577,619	△ 5,551	1,572,068
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 土橋土地区画整理費	1,577,619	△ 5,551	1,572,068
	合 計	1,577,619	△ 5,551	1,572,068
都市計画事業 土地区画整理 (寺 部)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	97,440	0	97,440
	2 負担金	741,900	0	741,900
	3 使用料及び手数料	160	0	160
	4 繰入金	278,795	△ 8,649	270,146
	5 繰越金	1	0	1
	6 諸収入	265	0	265
	合 計	1,118,561	△ 8,649	1,109,912
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 寺部土地区画整理費	1,118,561	△ 8,649	1,109,912
	合 計	1,118,561	△ 8,649	1,109,912

(単位：千円)

都市計画事業 土地区画整理 つづき (花園)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	0	1
	2 負担金	2,371,000	0	2,371,000
	3 使用料及び手数料	80	0	80
	4 繰入金	1,049,933	△ 538	1,049,395
	5 繰越金	1	0	1
	6 諸収入	56	0	56
	合 計	3,421,071	△ 538	3,420,533
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 花園土地区画整理費	3,421,071	△ 538	3,420,533
	合 計	3,421,071	△ 538	3,420,533
議案第139号 分譲住宅 建設事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	0	1
	2 使用料及び手数料	31	0	31
	3 繰入金	6,337	0	6,337
	4 繰越金	1	473	474
	5 諸収入	2	0	2
	合 計	6,372	473	6,845
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 宅地造成費	6,272	473	6,745
	2 予備費	100	0	100
	合 計	6,372	473	6,845

(単位：千円)

議案第140号 卸売市場	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 使用料及び手数料	101,111	0	101,111
	2 繰入金	81,185	△ 448	80,737
	3 繰越金	1	0	1
	4 諸収入	66,860	0	66,860
	合 計	249,157	△ 448	248,709
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 卸売市場費	248,657	△ 448	248,209
	2 予備費	500	0	500
	合 計	249,157	△ 448	248,709

(単位：千円)

議案第141号 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	10,006	0	10,006
	2 繰入金	12,209	1,000	13,209
	3 繰越金	1	0	1
	4 諸収入	2	0	2
	5 市債	15,558	2,000	17,558
	合計	37,776	3,000	40,776
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 貸付事業費	15,030	3,000	18,030
	2 公債費	22,746	0	22,746
	合計	37,776	3,000	40,776
	(地方債補正(変更))			
	起債の目的	補正前限度額	補正後限度額	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	15,558	17,558	

(単位：千円)

議案第142号 介護保険事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 保険料	6,473,200	0	6,473,200
	2 手数料	1,950	0	1,950
	3 国庫支出金	4,602,450	0	4,602,450
	4 支払基金交付金	6,319,540	0	6,319,540
	5 県支出金	3,477,064	0	3,477,064
	6 財産収入	813	0	813
	7 寄附金	1	0	1
	8 繰入金	4,171,144	△ 7,208	4,163,936
	9 繰越金	1	0	1
	10 諸収入	6,612	0	6,612
	合計	25,052,775	△ 7,208	25,045,567
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	689,297	△ 7,040	682,257
	2 保険給付費	22,679,801	0	22,679,801
	3 地域支援事業費	1,664,443	△ 904	1,663,539
	4 基金積立金	1	0	1
	5 諸支出金	9,233	736	9,969
	6 予備費	10,000	0	10,000
	合計	25,052,775	△ 7,208	25,045,567

(単位：千円)

議案第143号 後期高齢者医療	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 後期高齢者医療保険料	4,356,624	0	4,356,624
	2 繰入金	674,476	△ 7,841	666,635
	3 繰越金	1,000	0	1,000
	4 諸収入	10,491	490	10,981
	合計	5,042,591	△ 7,351	5,035,240
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	122,036	△ 7,841	114,195
	2 広域連合納付金	4,910,625	0	4,910,625
	3 諸支出金	9,930	490	10,420
	合計	5,042,591	△ 7,351	5,035,240
議案第144号 産業用地造成事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 繰入金	934,192	△ 171	934,021
	2 諸収入	1	0	1
	3 繰越金	26	0	26
	合計	934,219	△ 171	934,048
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 産業用地造成費	924,219	△ 171	924,048
	2 予備費	10,000	0	10,000
	合計	934,219	△ 171	934,048